

沼田市地域防災計画

令和5年2月修正
沼田市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	
第1	計画の目的	1
第2	沼田市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた 地域防災計画の作成等	1
第3	地域防災計画の策定及び修正	2
第4	防災会議	2
第5	計画の構成	2
第2節	防災の基本理念	
第1	防災の基本理念	3
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第1	沼田市	4
第2	群馬県	4
第3	指定地方行政機関	5
第4	陸上自衛隊	7
第5	指定公共機関	7
第6	指定地方公共機関	8
第7	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
第8	市民・自主防災組織・事業者	10
第4節	地域の災害環境	
第1	地勢、気象等の状況	11
第2	災害履歴	12
第3	災害危険箇所	15
第4	地震被害想定	16

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	
第1	水害防止対策	19
第2	土砂災害対策	20
第3	雪害の予防	22
第4	地震に強いまちづくりの推進	24
第5	建築物の安全化	25
第6	ライフライン施設等の機能の確保	26
第7	危険物施設等の安全確保	27
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	
第1	情報の収集・連絡体制の整備	30
第2	応急活動体制の整備	32
第3	救助・救急及び医療活動体制の整備	35
第4	消火活動体制の整備	36

第5	緊急輸送活動体制の整備	37
第6	避難誘導・受入活動体制の整備	38
第7	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給体制の整備	45
第8	広報・広聴体制の整備	45
第9	二次災害予防体制の整備	46
第10	複合災害対策	46
第11	防災訓練の実施	47
第3節	市民等の防災活動の促進	
第1	防災知識の普及・啓発	49
第2	市民等の防災活動の環境整備	53
第4節	要配慮者対策	
第1	要配慮者対策	56
第5節	その他の災害予防対策の推進	
第1	孤立化対策	62
第2	帰宅困難者対策	63
第3	災害廃棄物対策	65
第4	罹災証明書の発行体制の整備	65
第5	火山災害の予防	66
第6	大規模火災の予防	69
第7	大規模事故の予防	71
第8	風害の予防	72
第9	被災地支援対策	74

第3章 地震災害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立	
第1	災害対策本部の設置	75
第2	職員の動員	77
第3	広域応援の要請	78
第4	自衛隊への災害派遣要請	81
第2節	情報収集・連絡及び通信の確保	
第1	地震情報の収集・連絡	84
第2	災害情報の収集・連絡	85
第3	通信手段の確保	86
第3節	被災者等への的確な情報伝達活動	
第1	広報活動	89
第2	広聴活動	91
第4節	二次災害の防止活動	
第1	水害・土砂災害対策	92
第2	建物・宅地対策	92
第3	危険物、有害物質等対策	93

第5節	救助・救急、医療及び消火活動	
第1	救助・救急活動	94
第2	医療活動	96
第3	消火活動	100
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第1	交通の確保	102
第2	緊急輸送	105
第7節	避難受入活動	
第1	避難誘導	108
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	111
第3	応急仮設住宅等の供給	116
第4	広域一時滞在	117
第5	県境を越えた広域避難者の受入れ	119
第8節	食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動	
第1	飲料水の供給	121
第2	食料の供給	122
第3	生活必需品等の供給	125
第9節	保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動	
第1	保健衛生活動	128
第2	防疫活動	129
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置	130
第10節	被災家屋等に関する活動	
第1	家屋の解体・廃棄物の処理	132
第2	被災住宅の応急修理等	133
第3	環境保全	134
第11節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	
第1	社会秩序の維持	135
第2	物価の安定及び消費者の保護	135
第12節	施設、設備の応急復旧活動	
第1	公共施設の応急復旧	137
第2	電力施設の応急復旧	137
第3	ガス施設の応急復旧	138
第4	上下水道施設の応急復旧	139
第5	電気通信設備の応急復旧	140
第13節	自発的支援の受入れ	
第1	ボランティアの受入れ	142
第2	支援物資・義援金の受入れ	143
第14節	要配慮者対策	
第1	要配慮者への災害応急対策	145

第15節	その他の災害応急対策	
第1	農林業の災害応急対策	149
第2	学校等の災害応急対策	150
第3	文化財施設の災害応急対策	152
第4	災害救助法の適用	153
第5	動物愛護	156
第6	孤立対策	157

第4章 風水害・雪害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立	
第1	災害対策本部の設置	159
第2	職員の動員	160
第3	広域応援の要請	162
第4	自衛隊への災害派遣要請	164
第2節	情報収集・連絡及び通信の確保	
第1	気象情報の収集・連絡	167
第2	災害情報の収集・連絡	170
第3	通信手段の確保	172
第3節	被災者等への的確な情報伝達活動	
第1	広報活動	174
第2	広聴活動	176
第4節	災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動	
第1	洪水・土砂災害対策	177
第2	風害・雪害対策	178
第5節	救助・救急及び医療活動	
第1	救助・救急活動	179
第2	医療活動	181
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第1	交通の確保	185
第2	緊急輸送	188
第7節	避難受入活動	
第1	避難誘導	191
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	196
第3	応急仮設住宅等の供給	200
第4	広域一時滞在	202
第5	県境を越えた広域避難者の受入れ	203
第8節	食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動	
第1	飲料水の供給	206
第2	食料の供給	207
第3	生活必需品等の供給	209

第9節	保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動	
第1	保健衛生活動	212
第2	防疫活動	213
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置	214
第10節	被災家屋等に関する活動	
第1	家屋の解体・廃棄物の処理	216
第2	被災住宅の応急修理等	216
第3	環境保全	217
第11節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	
第1	社会秩序の維持	218
第2	物価の安定及び消費者の保護	218
第12節	施設、設備の応急復旧活動	
第1	公共施設の応急復旧	220
第2	電力施設の応急復旧	220
第3	ガス施設の応急復旧	221
第4	上下水道施設の応急復旧	222
第5	電気通信設備の応急復旧	223
第13節	自発的支援の受入れ	
第1	ボランティアの受入れ	225
第2	支援物資・義援金の受入れ	226
第14節	要配慮者対策	
第1	要配慮者への災害応急対策	228
第15節	その他の災害応急対策	
第1	農林業の災害応急対策	231
第2	学校等の災害応急対策	232
第3	文化財施設の災害応急対策	234
第4	災害救助法の適用	235
第5	動物愛護	238
第6	孤立対策	239

第5章 大規模事故等応急対策計画

第1節	災害共通の対策活動	
第1	応急活動体制の確立	241
第2	災害情報の収集・連絡及び通信の確保	248
第3	広報・広聴活動	251
第4	救助・救急、医療及び消火活動	253
第5	交通対策・緊急輸送	254
第6	避難対策	256
第7	行方不明者の捜索及び遺体の処置	259
第2節	火山災害対策	
第1	噴火警報等の伝達	261
第2	避難指示等の判断・伝達	265

第3節	航空災害対策	
第1	事故情報の伝達	268
第2	交通規制	268
第4節	鉄道事故災害対策	
第1	事故情報の伝達	269
第2	鉄道の応急措置	269
第5節	道路事故災害対策	
第1	事故情報の伝達	270
第2	道路の応急措置	270
第6節	危険物等災害対策	
第1	事故情報の伝達	271
第2	危険物等の応急措置	272
第7節	県外の原子力施設事故対策	
第1	災害予防	273
第2	災害応急対策	274
第3	災害復旧対策	277
第8節	大規模火災対策	
第1	火災情報の伝達	278
第2	消火活動	278
第9節	林野火災対策	
第1	火災情報の伝達	279
第2	避難誘導	279
第3	消火活動	279
第4	二次災害の防止	279

第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節	生活再建支援	
第1	被災者等の生活再建支援	280
第2	中小企業者・農林業者の再建支援	284
第3	復旧事業の推進	285
第2節	災害復興推進体制	
第1	災害復興体制	288
第2	災害復興計画の策定	289
第3	災害復興事業の推進	289